

第3号議案

固定資産税等の課税の特例に関する条例の一部改正について

固定資産税等の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

固定資産税等の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

課税免除を3年継続するため提案する。

固定資産税等の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

固定資産税等の課税の特例に関する条例（昭和35年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表免除期間の欄中「平成23年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。